国民健康保険税の税率等の改定について

国保の運営は独立採算が原則ですが、昨年１２月の運営協議会で、ご説明させていただきましたとおり、令和５年度において赤字決算となったことなどから、令和６年度国民健康保険特別会計においては、一般会計から２億円以上の公金の投入が行われております。また、医療の高度化や国保被保険者の高齢化などにより、一人当たり医療費は年々増加している一方、被保険者数の減少により保険税収入は年々減少しており、今年度中には基金も底をつくため、運営は非常に厳しい状況です。

そのため、令和７年度以降はこの一般会計からの財政支援を解消していくため、国保税率の引き上げ幅は非常に大きくなる見込みとなりました。

また、税率試算を行う上で、本市の現行税率と事業費納付金の仮算定結果で示された標準保険税率を比べ、特に乖離の大きな項目について標準保険税率に近づけることとし、令和７年度の税率（案）を以下の通り試算しました。



国民健康保険特別会計繰出金の内訳（令和６年度は９月補正後、令和７年度は予定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 内　　　訳 | | 合　　　計 |
| 令和６年度 | 法定分 | ５１０，４４１千円 | 758，846千円 |
| 法定外分 | ２6，677千円  ＋221，728千円 |
| 令和７年度 | 法定分 | ４８６，７８０千円 | ８１９，２４２千円 |
| 法定外分 | ３２，４６２千円  **＋３００，０００千円** |

世帯ごとの影響（モデルケース）

今回の税率改定によってどんな世帯にどんな影響が生じるのか、いくつかのモデルケースを

用いて試算しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年税額：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯状況 | 改定前 | 改定後 | 差額 | 増加率 |
| 単身世帯  所得　0円  7割軽減世帯 | 24,100円 | 25,400円  (27,100円) | 1,300円  (3,000円) | 5.39％  (12.45％) |
| ２人世帯  所得　700,000円  5割軽減世帯 | 95,800円 | 101,000円  (107,７00円) | 5,200円  (11,900円) | 5.43％  (12.42％) |
| ２人世帯  所得　1,300,000円  ２割軽減世帯 | 160,200円 | 172,800円  (184,500円) | 12,600円  (24,300円) | 7.87％  (15.17％) |
| ３人世帯  所得　2,880,000円 | 364,000円 | 392,700円  (417,200円) | 28,700円  (53,200円) | 7.88％  (14.62％) |
| ４人世帯  所得　3,900,000円 | 477,400円 | 515,400円  (545,800円) | 38,000円  (68,400円) | 7.96％  (14.33％) |
| ４人世帯  所得　10,000,000円  限度額超過世帯 | 1,060,000円 | 1,090,000円 | 30,000円 | 2.83％ |

※改定後の上段は300,000千円を繰入れて税率を見直した場合、下段( )内は税率を見直す前の試算額。